

「海老名市避難行動要支援者登録制度」を整備

「海老名市避難行動要支援者登録制度」は、災害時に支援を希望する方の情報を集めて作成した「避難行動要支援者名簿」をもとに、避難困難者の安否確認や避難支援を地域の助け合いのもとに行う登録制度です。同名簿は本人の同意のもとで作成し、地域の自治会や民生委員などに提供して関係機関で共有します。

地域特性・実情を踏まえたものに

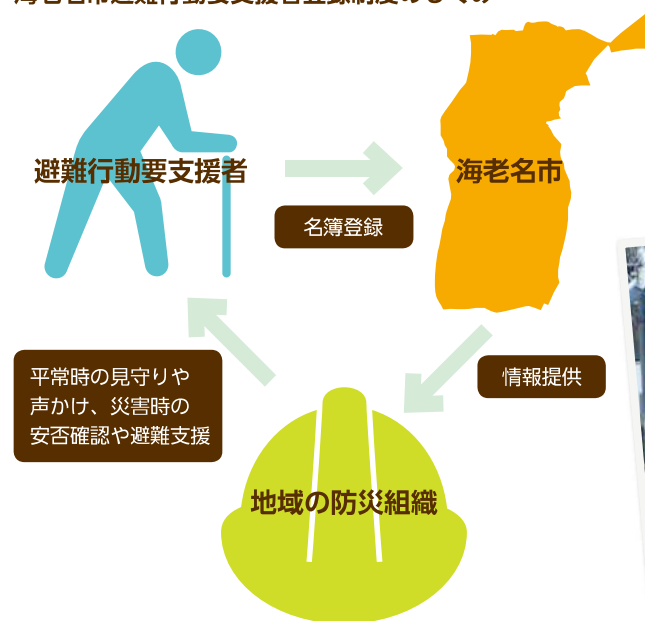
今回整備する名簿は、市が平成19年度に作成、導入していた「海老名市要援護者名簿」の内容を、より実情に沿ったものへ見直しを行ったものです。

また、東日本大震災の教訓を受けて災害対策基本法が改正されたことで、市町村に対する名簿整備の義務付けに加え、個人情報情報の取り扱いの明確化、名簿の事前提出先として、消防・警察・民生委員・

地区社会福祉協議会・自治会などを示しています。

「地域の共助力」の向上を目指し、地域特性や実情を踏まえながら、防災や福祉などの各分野や機関が連携して、名簿情報に基づいた避難行動支援にあたります。なお、名簿は毎年12月1日を基準に情報の更新を行い、常に新しい情報を掲載していく予定です。

海老名市避難行動要支援者登録制度のしくみ



▲防災訓練などに参加し、共助のかたちを体験

名簿は登録制

市では、名簿登録の対象になると思われる方に、ことし1月末に登録同意書を送付しました。支援が必要になると思われる方は、登録をお願いします。なお、関係機関への名簿の提供は、ことし4月以降を予定しています。

登録の対象は、災害時に自力での避難が難しく、避難時に支援が必要な方です。このため、これまでに要援護者名簿に登録されていた方でも、今回の名簿の対象にならない場合があります。また、災害の状況により名簿に登録されていても迅速な支援が難しい場合があります。

日頃から自分を守るための「自助」、そして「共助」のための地域とのつながりを大切にして、災害に備えるようにしてください。



▲応急手当ては共助で



対象者（施設入所者などを除く在宅の方）

- 1 要介護認定3・4・5を受けている方
- 2 要介護認定に伴う訪問調査の自立度が日常生活B以上または認知症度Ⅲ以上の方
- 3 身体障害者手帳の等級が1級または2級で、第1種を所持する身体障がい者（総合等級）。ただし、心臓機能障がいまたは腎臓機能障がい以外のみに該当する方は除く
- 4 視覚障がい（3級または4級）・聴覚障がい（3級）・下肢機能障がい（3級）・体幹機能障がい（3級）の身体障害者手帳を所持している方
- 5 療育手帳AまたはBを所持する知的障がいのある方
- 6 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持する単身世帯の方

登録内容

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所
- ⑤電話番号
- ⑥緊急連絡先
- ⑦避難支援が必要な理由

登録方法

1・2の方は高齢介護課、3・4・5・6の方は障がい福祉課の窓口へ「避難行動要支援者登録同意書」を提出してください。詳細は、高齢介護課（☎ 235・4950）または障がい福祉課（☎ 235・4813）へ問い合わせ、または市ホームページをご覧ください。